

# 京都市人権文化推進計画

## 平成25年度取組実績

京 都 市

## 目 次

### 1 重要課題別の取組

• 全般	1- 1
• 女性	1- 5
• 子ども	1- 7
• 高齢者	1-10
• 障害のある人	1-13
• 同和問題	1-15
• 外国人・外国籍市民	1-17
• 感染症患者等	1-19
• ホームレス	1-20
• その他の課題	1-21

### 2 各局区別の取組

• 各局区等共通	2- 1
• 環境政策局	2- 2
• 行財政局	2- 3
• 総合企画局	2- 4
• 文化市民局	2- 7
• 産業観光局	2-17
• 保健福祉局	2-18
• 都市計画局	2-31
• 建設局	2-32
• 会計室	2-33
• 北区役所	2-34
• 上京区役所	2-36
• 左京区役所	2-38
• 中京区役所	2-40
• 東山区役所	2-42
• 山科区役所	2-44
• 下京区役所	2-46
• 南区役所	2-48
• 右京区役所	2-50
• 西京区役所	2-51

• 西京区洛西支所 . . . . .	2-53
• 伏見区役所 . . . . .	2-54
• 伏見区深草支所 . . . . .	2-57
• 伏見区醍醐支所 . . . . .	2-58
• 市会事務局 . . . . .	2-60
• 選挙管理委員会事務局 . . . . .	2-61
• 監査事務局 . . . . .	2-62
• 人事委員会事務局 . . . . .	2-63
• 消防局 . . . . .	2-64
• 交通局 . . . . .	2-68
• 上下水道局 . . . . .	2-70
• 教育委員会事務局 . . . . .	2-72

# 京都市人権文化推進計画

## 平成25年度取組実績について

### ○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は1章（基本的考え方）、2章（重要課題）、3章（人権施策の推進）、4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。なお、進行管理については第2章から4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般にかかる教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題、及び今年度の主な取組を示しています。（主に2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築にかかわる事業について、「事業名」、「(昨年度の)取組実績」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神の醸成及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く）に対応しています。

### ○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成25年度取組実績について

- 取組事業数 480 事業
- 各事業が対象とする人権課題の別について、主に事業を行っている局区について下記に例示していますので参考にしてください。

主な所管局の例

- 女性・・・文化市民局等
- 子ども・・・保健福祉局，教育委員会，文化市民局等
- 高齢者・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- 障害のある人・・・保健福祉局，文化市民局，都市計画局等
- 同和問題・・・文化市民局，都市計画局，教育委員会，保健福祉局等
- 外国人・外国籍市民・・・総合企画局，保健福祉局，文化市民局等
- 感染症患者等・・・保健福祉局，文化市民局等
- ホームレス・・・保健福祉局，文化市民局等
- その他の課題・・・文化市民局等



# 1 重要課題別の取組



# 全 般

## 【25年度の主な取組実績】

- 市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における気風の醸成を促すための諸情報を提供する企業向け人権情報誌「ベーシック」をそれぞれ1回ずつ発行するとともに、5月の憲法月間及び12月の人権月間には、市民と企業等、社会の構成員が共に人権について学び、考え、深めることのできるよう合併号を発行し、互いを認め、支え合う人権文化の息づくまちづくりの構築につなげる機会とした。  
(文化市民局47 2-14頁)
  
- 市民や企業等、社会の構成員に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会「和い輪い人権ワークショップ」を2回開催し、延べ39名の参加を得た。  
(文化市民局43 2-13頁)
  
- 公正な採用選考の実施を促す啓發文書の発行(2回)、時宜を得た人権啓発講座の開催(10回開催、721名参加)等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援した。  
(文化市民局67 2-16頁)
  
- 「人権啓発サポート制度」により、市民や企業が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣(16名)や啓発ビデオ・DVDの貸出し(33本)、啓発資料の提供(6, 167冊)等を行った。  
(文化市民局27 2-11頁, 56~58 2-15頁)
  
- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信することを目的に、人権の大切さが感じられる心温まる写真を募集する「人権“ほっと”写真(フォト)」及び難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現する「四字熟語人権マンガ」の募集を行い、「人権“ほっと”写真」は204点、「四字熟語人権マンガ」は145点の応募を得た。また、入選作品は、展示を行

うほか作品集や啓発物品を作成する等、市民への人権に関するメッセージとして活用した。なお、募集に当たっては、市民をはじめ、企業等にも広く事業を周知した。  
(文化市民局41, 44 2-13頁)

- 幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権問題について、考える機会を提供することを目的に、ステージでのトークやコンサートを中心とした人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施し、482名の参加を得た。  
(文化市民局42 2-13頁)
- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を分かりやすく紹介する「京都市人権レポート」を平成26年3月に発行した。  
(文化市民局29 2-11頁)
- 本市の人権に関わる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人権に関わる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓口の広報を実施した。  
また、具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を、平成25年8月に発行した。  
(文化市民局30 2-11頁, 35 2-12頁)
- 市バス・地下鉄利用者を含めた多くの市民の人権擁護思想の普及高揚を図るため、交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発ポスターを掲出した。  
(交通局5 2-68頁, 14 2-69頁)
- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談(毎月1回, 計12回)を実施した。  
(文化市民局26 2-11頁)
- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化については、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう協議・

指導を行い、558件の協議書を交付した。また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、基準に適合した建築物に対し「適合ステッカー」を209件、基準を上回る建築物に対し「優良プレート」を54件交付し、バリアフリー整備の一層の促進を図った。さらに、公共建築物の新築・増改築時においては、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進した。

(都市計画局2 2-31頁)

- 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、「京都市交通バリアフリー全体構想」(平成14年度策定)及び「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」(平成23年度策定)に基づき、駅や道路等のバリアフリー化を推進している。

平成25年度は、JR藤森地区、深草地区、西院地区のバリアフリー化に向けた整備内容等を定める「移動等円滑化基本構想」を策定するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進するため、「心のバリアフリーハンドブック」を作成した。

また、平成25年3月策定の太秦地区及び大宮地区の「移動等円滑化基本構想」に基づき、各鉄道事業者が実施するJR太秦駅及び阪急大宮駅のバリアフリー設備の整備費について補助金を交付した。

併せて、1日の利用者数が1万人以上の鉄道駅のホームにおける旅客の転落防止対策を推進するため、鉄道事業者が実施するJR山科駅における内方線付き点状ブロックの整備費について補助金を交付した。

(都市計画局4 2-31頁)

- すべての人が利用しやすい地下鉄・市バスを目指し、地下鉄丸太町駅のトイレを改修するなど駅施設を整備するとともに、高齢者、障害のある人並びに健常者にも安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバス37両を導入し、更なる充実を図った。(交通局1, 3 2-68頁)

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやす

いサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施した。

(保健福祉局 1 2-18頁)

- 女性や子ども、高齢者等を含めた市民全てを対象に、いざというときに備えて、防火防災に対する知識を持ってもらうために、消火実験会や地震対策訓練、防火防災に関する講習などを市内の各地域において実施した。

(消防局 8 2-64頁)

- 次期京都市人権文化推進計画の策定（平成27年4月施行）に向け、市民が人権についてどのように感じているかを把握するために、人権に関する市民意識調査を平成25年11月に実施した。

(文化市民局 37 2-12頁)

# 女 性

## 【25年度の主な取組実績】

### <DV対策の強化>

- 本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画（平成23年3月策定）を基に、引き続き、総合的・計画的にDV対策の取組を進めていった。また、京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで、継続的な被害者支援に重点的に取り組んだ。

女性に対する暴力の防止、特にDVへの対策として、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに、関係機関が集まり情報共有を行うネットワーク会議の開催、NPO団体等との連携の強化や、緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対する家賃相当の補助を行った。また、市センターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者緊急時における安全確保を行った際には、措置費を支給した。

さらに、平成25年度は、男性被害者や加害者の相談の受け皿として、男性カウンセラーによる「男性のためのDV電話相談」専用窓口を新たに開設し、男性のDV相談を充実するとともに、教育関係者を対象にDV予防講座を実施し、DV予防の取組を進めた。

（文化市民局6～9 2－8頁）

### <真のワーク・ライフ・バランスの推進>

- 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスの定着に努めた。

平成25年度は、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に掲げる施策の取組として、市民や企業への啓発を行った。

中小企業に対する支援としては、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助制度では9社からの申請を受け付け、8社に対して補助金を交付して企業における環境整備の促進を図るとともに、「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰として2社を表彰し、他の企業等の模範として優れた取組を広く周知した。

また、専門的な知識や経験を有するアドバイザー派遣を4社に実施したほか、企業対象セミナーを京都府や京都市関係課と共催で開催し、延べ5回1

56名の参加者を集めるなど、働く場における男女共同参画の取組の促進に努めた。

市民への啓発活動としては、平成24年度に決定したロゴマークを活用して言葉を周知するとともに、仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近な好事例の発掘・発信や市民表彰事業を実施した。

その他、平成22年度から実施している婚活支援事業として「京都婚活2013」や「クッキング de 京都婚活」を実施し、新しい家庭を築き家族の「つながり」を求めようとする市民を支援した。

(文化市民局2 2-7頁)

#### <ウィングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催した。また、女性のための一般相談（電話相談・面談相談）に加え、「女性への暴力相談」（面談相談）や男性カウンセラーによる「男性のための相談」（面談相談）、「男性のためのDV電話相談」などの相談事業を実施した。

(文化市民局4, 5 2-7頁)

# 子ども

## 【25年度の主な取組実績】

- 平成24年4月に、伏見区内に第二児童福祉センターを開設し、体制を強化したところであるが、児童虐待に係る相談・通告受理件数は、依然として増加傾向にあり、平成25年度は過去最高の1,382件を記録した。

児童虐待に迅速かつ適切な対応を行うため、平成25年度においては、児童相談所に児童福祉司1名を、第二児童相談所に児童福祉司2名を、一時保護所に児童心理司1名を増配置するなど、引き続き児童相談所の体制強化を図るとともに、定期的に業務の評価及び点検を行うための業務評価制度を構築した。

また、一時保護所に、新たに専任の学習指導員2名を配置するとともに、学習室を整備するなど、入所児童に対する学習指導の取組の充実を図った。

(保健福祉局58 2-25頁)

- 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童の支援を行った。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所(園)・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行った。

さらに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」を7区で実施した。

(保健福祉局38, 39 2-22頁)

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など里親に対する支援を行った。

(保健福祉局37 2-22頁)

- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として

何をすべきか、市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を広げるため、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年度の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、憲章の「愛称『京都はぐくみ憲章』」と「新ロゴマーク」の募集及び決定、憲章の日（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を実施するとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて検討を進め、「推進協議会」における審議（計7回）、市民公聴会（3回）や市民フォーラム（1回）の開催、パブリック・コメントの実施等を経て、平成26年3月、ソーシャルメディア対策や、「真のワーク・ライフ・バランス」の一層の推進に係る規定等を盛り込む条例改正を行った。（保健福祉局42，教育委員会 2-22頁）

- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との密接な連携を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進した。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修（教職員研修）を年4回実施した。（教育委員会20 2-74頁）
- 教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行った。（教育委員会40 2-76頁）
- 「京都市児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施した。  
また、不登校、いじめ、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化、発達障害等今日的な教育課題の早期発見、早期対応や予防的な取組をさらに充実するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置拡充した。（教育委員会21 2-74頁）
- 学校・幼稚園に在籍するLD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置や、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、

必要な支援を行う体制の充実に努めた。（教育委員会 19 2-74頁）

- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施した。

（教育委員会 42 2-77頁）

# 高 齢 者

## 【25年度の主な取組実績】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する取組を推進した。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する取組を進めた。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保した。

（保健福祉局60 2-25頁）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めた。

（保健福祉局74 2-26頁）

- 長寿すこやかセンターで、高齢社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、高齢社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進めた。

（保健福祉局）

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進した。

（保健福祉局73 2-26頁）

- 高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で成年後見制度の需要はより一層高まることから、平成24年4月に設置した「成年後見支援センター」において、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行った。

また、高齢者人口の増加に伴う成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成講座を開催する等（平成25年度修了者数23名）、引き続き市民後見人の養成及び活用を行った。（保健福祉局64 2-25頁, 65 2-26頁）

- 認知症高齢者の急速な増加に対応し、認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援を行うため、「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」を実施した。高齢サポート（地域包括支援センター）等の相談対応能力の向上を図るため、認知症相談に必要な情報をまとめた「認知症相談支援ガイドブック」を5,000部作成・配布した。また、医療と介護の連携体制構築を目的としたモデル事業を公募し、6箇所を実施した。

さらに、認知症の早期発見や理解について市民啓発を図るため、認知症の初期症状が簡単に自己診断できる「認知症？『気づいて相談！』チェックシート」を作成し、その周知を兼ねた「認知症フォーラム in きょうと」（参加者数353名）等を開催した。（保健福祉局59 2-25頁）

- 災害時に弱者となりやすい高齢者や障害者に、防火に対する知識を持ってもらうために、社会福祉施設等において、高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を行った。（消防局6 2-64頁）

- 「聴覚障害者への窓口対応支援事業（耳マークの表示等）」を通じて、高齢者や耳の不自由なお客さまが利用しやすい窓口づくりを行っている。この取組により、筆談用具を必要とするお客さまとのコミュニケーションの円滑化が図れたとともに、職員側の意識向上にもつながった。

（上下水道局2 2-70頁）

- 高齢社会の進展に伴い増加する高齢及び認知症のお客さまへの対処方法について、理解と知識を深めることを目的として、営業所職員及び水道メーター点検業務委託業者職員を対象に、認知症あんしんサポーター養成講座及び高齢サポート職員との意見交換を実施した。

（上下水道局12 2-71頁）

- 急病や事故などの緊急の場合にボタン一つで消防指令センターへ通報を行う緊急通報システムを利用している高齢者等の世帯のうち、自力歩行が不能な約2,000世帯の方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を確保した。（消防局18 2-65頁）

# 障害のある人

## 【25年度の主な取組実績】

- 障害者総合支援法における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、市民税課税世帯においては、本市独自軽減策「新京都方式」を継続し、障害のある方のサービス利用を支援する。（保健福祉局）
  - 障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進した。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、就労支援機関の専門的視点を反映するなど、一般就労へつなげるための実施環境整備のために一貫した体制の確立を図った。（保健福祉局3 2-18頁）  
＜職場実習18名、チャレンジ雇用2名実施＞
  - 障害のある人一人一人が自立した主体的な存在として安心した地域生活を送ることができるよう、地域の身近な相談窓口である福祉事務所や保健センター、障害者地域生活支援センターにおいて、引き続き、障害のある人の様々な相談ニーズに対してきめ細やかな相談支援の提供に努める。平成25年度においては、障害者地域生活支援センターの3障害（身体・知的・精神）対応化による相談機能の拡充を図った。また、身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能\*2を活かし、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図った。  
（保健福祉局11 2-19頁）
- \*2 ピアカウンセリング機能  
同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して、きめ細かなサポートを行うことで、地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。
- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支

援事業) について、関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を1回開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進した。(保健福祉局73 2-26頁)

- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い、障害の有無にかかわらず、交流関係を広げることを目的として、東山青少年活動センターにおいて、音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い〜からだではなそう〜」を2コース2クール(各コース1クール5回、全20回)、アトリエ活動「東山アートスペース」を2コース(全9回)実施した。(文化市民局19 2-9頁)

- 上下水道局におけるコミュニケーションボードの設置については、(外国人・外国籍市民) 参照。(上下水道局1 2-70頁)

- 上下水道局での聴覚障害者への窓口対応支援については(高齢者)を参照。(上下水道局2 2-70頁)

- 平成24年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行に伴い、区役所、支所に養護者による障害者虐待に関する相談窓口を、市役所に障害福祉施設従事者及び使用者による障害者虐待に関する相談窓口を設置するとともに、虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや、障害者虐待に関する相談があった場合に迅速かつ適切に対応できる支援体制の構築を図った。

平成25年度はこれらの取組をさらに進めるとともに、より適切で効果的な支援に繋げるため、検討部会を開催した。また、障害のある方への理解を深め、障害者虐待を防止するための周知・啓発等にも取り組んだ。

(保健福祉局4 2-18頁)

# 同和問題

## 【25年度の主な取組実績】

- 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務  
引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めていくとともに、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、裁判手続に移行していく。  
(文化市民局40 2-13頁)
  
- 改良住宅の管理・運営について  
改良住宅については、公営住宅と差異のあった取扱い（共益費，駐車場，家賃減免）を，平成21年4月1日から同一の取扱いに移行させた。  
また，公営住宅，改良住宅ともに，平成23年2月に策定した京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき，既存住宅の適切な維持管理と改善を進め，長期有効活用を図るとともに，老朽化等の著しい住棟から適切に改善された住棟への住み替えを進めている。  
(文化市民局1 2-7頁，都市計画局)
  
- 崇仁地区における環境改善について  
引き続き，平成22年7月に提出された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき，住宅地区改良事業の早期完了に向け，土地区画整理事業との合併施行を推進した。  
また，「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」に位置付けた「個性豊かで魅力的なまちづくり」を着実に進めている。  
(文化市民局1 2-7頁，都市計画局)
  
- 市立浴場等の地区施設について  
市立浴場については，嘱託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化，利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んだ。  
また，吉祥院浴場，山ノ本浴場及び崇仁第一浴場について廃止の方針を示すとともに，民間浴場との料金格差解消を図るため，平成26年2月1日から大人料金を民間浴場と同一料金（410円）に改定し，新たに中人料金（100円）を設定した。  
なお，転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については，引き続き活用策を検討していく。  
(文化市民局1 2-7頁)

○ 同和問題についての人権教育・啓発の推進について

同和問題についての啓発を効果的に実施するため、社会の構成員である市民及び企業への一体的な啓発の取組を市民に最も身近な行政機関である区役所や、関係機関と連携して実施した。

さらに、人権資料展示施設（ツラッティ千本及び柳原銀行記念資料館）において、常設展のほか、同和問題にかかる特別展を開催することにより、人権教育・啓発の取組を推進した。 （文化市民局1 2－7頁）

## 外国人・外国籍市民

### 【25年度の主な取組実績】

- 24年度に引き続き、本市の多文化共生施策についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」を開催した。7名の公募委員を含む計12名の委員が、地域に根付いた多文化共生のまちづくりについて議論した。  
(総合企画局8 2-5頁)
- 外国籍だけではなく日本国籍を持っていても多様な文化的背景を持つ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施した。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供した。  
(総合企画局5 2-4頁)
- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施した。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣した。  
(総合企画局9 2-5頁)
- 日本語を母語としない外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週2日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施した。  
(総合企画局6 2-4頁)
- 日本語を母語としない外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化した。  
(総合企画局)
- 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」(訪問活動等1027件)を実施した。  
(保健福祉局61 2-25頁)

- 「コミュニケーションボードの設置」については、お客さまと円滑に意思疎通を図るためのツールとして活用しているところである。お客さま、職員の双方にとって、不慣れな言葉でのコミュニケーションから生じる不安感や行き違い等を低減する効果が得られている。

(上下水道局1 2-70頁)

## 感染症患者等

### 【25年度の主な取組実績】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、下京保健センターにおいて夜間H I V即日検査（月2回、午後6時～午後7時30分受付、予約制）を、京都工場保健会において土曜H I V即日検査（月2回、午後4時～午後6時受付、予約制）を、継続して実施したところ、3,635名が受検した。  
（保健福祉局99 2-29頁, 103 2-30頁）
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）にあわせて、京都市におけるH I V検査・相談体制を普及することを目的として、臨時夜間H I V即日・性感染症検査を実施したところ、29名が受検した。  
（保健福祉局99 2-29頁）
- 市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、世界エイズデーの前後に街頭啓発キャンペーン、ラジオCM、地下鉄への啓発ポスター掲出、臨時夜間H I V即日検査・性感染症検査を実施した。  
（保健福祉局100～102 2-29頁）
- 平成23年度から毎年10月に、エイズに関わる各種団体・個人が集まり、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とし、A I D S文化フォーラム i n 京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成25年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のH I V検査を実施したところ、60名が受検した。  
（保健福祉局98 2-29頁）

# ホームレス

## 【25年度の主な取組実績】

- 本市に起居するホームレスについては、高齢化や路上生活期間の長期化等の問題があることから、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげることを目的に、長期的な支援や相談を行うホームレス訪問相談事業を実施した（延べ相談件数5,796件）。（保健福祉局28 2-21頁）
  
- 下京福祉事務所に来所したホームレスに対する相談及び面接や、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活支援事業」を引き続き実施した（延べ面接件数2,597件）。  
（保健福祉局28 2-21頁）
  
- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援が必要であることから、「ホームレス能力活用推進事業」として、自立支援センター利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を引き続き行った。  
また、平成25年度は本市からの職の提供に加え、3社の民間企業から職業訓練的な職の提供を受けた（職業訓練的な職に従事した人数155人）。  
（保健福祉局28 2-21頁）
  
- ホームレス及び元ホームレスが地域社会へ定着するための支援や地域社会や関係機関に対し理解を求め、孤立を防止する事業や、交流場所の提供及び相談を実施する事業を実施するNPO等民間支援団体に対し、助成を行う「京都市ホームレス地域サポート事業」を実施した（4団体に助成を実施）。  
（保健福祉局28 2-21頁）
  
- 多重債務など法律的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスの支援策として、京都弁護士会の協力により「京都市ホームレス無料法律相談」を実施した（相談者数21名）。（保健福祉局28 2-21頁）

## その他の課題

### 【25年度の主な取組実績】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権情報誌において取り上げるなど、広く周知を図った。

(文化市民局 4 7 2 - 1 4 頁, 5 7 2 - 1 5 頁)

- インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、現行法等では対応できない事象に対処するため、事業者の自主基準の設置を指導する等の差別行為の防止に向けた有効な措置を求めた。

(文化市民局)

- 「京都市犯罪被害者等支援条例」(平成23年4月施行)に基づき、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行った。

また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施、民間支援団体の活動促進のための広報、養成・研修などを行った。

(文化市民局 2 4 2 - 1 0 頁)

- 企業に性的指向について理解と関心を深めてもらい、配慮すべき職場づくりを促すことを目的として、企業向け人権啓発講座(第10回)を開催し、述べ62名の参加者を集めた。

(文化市民局 6 7 2 - 1 6 頁)

- 企業にインターネットによる人権侵害について理解と関心を深めてもらうことを目的として、企業向け人権啓発講座(第4回)を開催し、述べ80名の参加者を集めた。

(文化市民局 6 7 2 - 1 6 頁)



## 2 各局区別の取組